

感動×教育①

うるま市資格試験等受験料支援事業

高校や大学等に通学する学生の能力の向上を図り、就業の拡大に資することを目的として、国家資格試験等の受験に要する費用に対し、支援金を交付します。

Point 1 対象者(全てに該当する方)

- ①高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学(大学院および短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校その他これらに類する学校をいう。
- ②資格試験を受験時に市の住民基本台帳に登録されている学生。
- ③市税の滞納がないこと。

Point 2 対象資格試験および支援金の額

- ・支援金対象資格試験等については、ホームページをご確認ください。
- ※ただし、記載されていない国家資格試験等に関しては、その都度確認します。
- ・支援金の額は、支援金対象資格試験等に係る受験料とする。
- ※他の制度等により既に支援金を受け、または支援金を受ける見込みがある場合は、交付対象としない。また、交付については当年度予算の範囲内とする。



Point 3 申請条件

- ①令和6年4月1日以降に受験したものとする。
- ②資格試験の申請は、1年度につき1回までとする。
- ③同一資格試験の申請は、最初の支給日から起算して5年度の間で3回を限度とする。
- ※申請は資格試験等の合格発表の日から90日以内とする。

【お問合せ】産業政策課 ☎923-7611

感動×教育②

うるま市学習支援事業 ～高校進学をサポートします～

市内在住の生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもの対象に、高校進学を希望する中学3年生等に対し学習支援(通塾の費用を公費で負担)をおこないます。学習支援、基礎学力の習得などを目的とした「福祉的支援」です。

Point 1 市内在住で以下の条件のいずれかに該当する方

- ①生活保護受給世帯に属する中学生(1～3年生)
- ②就学援助の認定を受けている非課税世帯に属する中学3年生
- ③前年度中学を卒業した過卒生(非課税世帯)で高校進学を目指すもの

Point 2 申込期間 令和6年6月10日(月)～28日(金)

申請時に子ども・保護者ともに面談を受けていただき、お子さんご本人の意向確認等を行います。面談をしていない場合、申込を受付することができません。※申込希望の方は、面談の電話予約が必要です。面談電話予約期間:6月3日(月)～21日(金) ※電話予約制

Point 3 支援について

- ・支援期間:開始決定日から令和7年3月まで
- ・公費負担:入塾料、月謝、夏期・冬期講座代金、教材費、模擬試験代 ※現金での支給はありません

【お問合せ】保護課 ☎979-6552